

エコアクション21地域事務局 千葉県環境財団 エコアクション21地域判定委員会規程

地域事務局エコアクション21認証・登録制度実施要領1.3.3の3)に規定するエコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は次の事項について、審議する。

- （1）事業者のエコアクション21認証・登録の可否
- （2）その他事業者のエコアクション21認証・登録に関する事項

（地域判定委員会の構成）

第2条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は3名の委員をもって構成する。ただし、審査人は、審査を行った事業者の判定を行う地域判定委員会の委員になることができない。

2 地域判定委員会に委員長を置き、その選任は、委員の互選による。

（委員候補の委嘱）

第3条 委員候補は、次に掲げる者などのうちから、一般財団法人千葉県環境財団理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

- （1）事業者の環境への取組などに関する専門家及び有識者

（委員候補の任期）

第4条 委員候補の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員候補の任期は前任者の残任期間とする。

（委員の選任）

第5条 委員は判定委員会開催ごとに委員候補のうちから、理事長が選任する。

2 選任された委員の任期は判定委員会開催中とし判定委員会閉会後は、委員の任を解く。

（会議）

第6条 地域判定委員会は、理事長が招集する。

2 地域判定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第7条 会議は、これを構成する委員の全員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（規程の改廃）

第8条 本規程は、地域運営委員会において、改廃できるものとする。

（報酬等）

第9条 委員には、報酬を支給することができる。なお、交通費は実費を支給する。

（機密の保持）

第10条 委員候補及び委員は、会議等で知り得た情報を就任中はもとより、退任後も他に漏らしてはならない。

（事務局）

第11条 地域判定委員会は、地域事務局が所掌する。

附則 この規程は平成17年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成20年 6月 9日から施行する。

附則 この規程は平成20年 8月 1日から施行する。

附則 この規程は平成24年 7月 3日から施行する。